

## 参考資料

### 1 設置要綱

恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市における住宅施策のうち、恵庭市営住宅等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）策定のため、恵庭市営住宅等長寿命化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、長寿命化計画を策定する。

(1) 計画策定の目的

- ・ 基本理念、基本目標
- ・ 将来フレーム
- ・ 公営住宅施策の基本理念、基本目標

(2) 公営住宅施策の課題

- ・ 長寿命化に関する基本方針
- ・ 公営住宅の将来目標量の設置
- ・ 長寿命化を図るべき公営住宅の設定

(3) 公営住宅施策の展開

- ・ 活用手法の判定方法
- ・ 団地別住棟別活用方針
- ・ 公営住宅事業年次プログラム
- ・ 再生団地の基本方針

(4) 中間年次の改定

(5) その他長寿命化計画に関する項目

(組織)

第3条 委員会は別表1に掲げる職員で組織する。

2 委員会には委員長を置き、建設部長をもってあてる。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員会及び作業部会に職員以外の者を任命することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会議を主宰する。

(作業部会)

第5条 委員長は、別表2に掲げる職員で組織する作業部会を設置し、庁内調整にあたらせる。

(会議)

第6条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員長が招集し、必要があると認めるときは、それぞれ職員以外の者を出席させることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、長寿命化計画の策定をもって終了する。なお、中間年次の改定については、長寿命化計画の改定をもって終了する。

(事務局)

第8条 この委員会の事務局は、建設部市営住宅課に置く。

附 則

この要綱は、平成22年10月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から実施する。

別表1（第3条関係）

（1）市役所

役 職	職 名	
委 員	総務部	財務室 財政課長
		財務室 管財・契約課長
	企画振興部	企画課長
		まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課長
		まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課主幹
		まちづくり拠点整備室 まちづくり整備課長
	生活環境部	生活環境課長
	保健福祉部	介護福祉課長
		障がい福祉課長
	建設部	建築課長
		土木課長
	水道部	上水道課長
		下水道課長

（2）関係機関

役 職	職 名
委 員	恵庭市営住宅運営委員会 委員
協力委員	石狩振興局産業振興部建設指導課 主幹

別表 2 (第 5 条関係)

(1) 市役所

役 職	職 名	
部 員	総務部	財務室 管財・契約課主査
		財務室 財政課主査
	企画振興部	企画課主査
		まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課主査
		まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課主査
		まちづくり拠点整備室 まちづくり整備課主査
	生活環境部	生活環境課主査
	保健福祉部	介護福祉課主査
		障がい福祉課主査
	建設部	建築課主査
		土木課主査
	水道部	上水道課主査
		下水道課主査

(2) 関係機関

役 職	職 名	
オブザーバー	石狩振興局産業振興部	建設指導課 建築住宅係長
		建設指導課

## 2 策定経緯

年 月 日	内 容
令和5年 7月 13日	第1回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会 開催
令和5年 7月 13日	第1回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画作業部会 開催
令和5年 10月 31日	第2回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画作業部会 開催
令和5年 11月 1日	第2回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会 開催
令和6年 2月 2日	第3回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画作業部会 開催
令和6年 2月 7日	第3回 恵庭市公営住宅等長寿命化計画策定委員会 開催



恵庭市公営住宅等  
長寿命化計画

令和6年5月